

住民監査請求（不動産登記測量業務委託に係る監査請求2）の結果について

大阪市監査委員は、次のとおり、令和5年3月27日に提出された住民監査請求について、令和5年4月20日に請求人に監査結果を通知しました。（却下、監査結果は同年4月19日決定）

1 請求の要旨

不動産登記測量業務委託（桜宮高校外 11 校）について、発注者、受注者に真実の説明をさせること。また、受託者については指名停止処分等の措置を求める。

上記業務委託について、虚偽の出来高報告により得た委託金を返金させ、以上については是正されなければ、受注者に対して刑発も検討すること。

2 判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

また、監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民訴訟は監査請求の対象とした違法な行為又は怠る事実についてこれを提起すべきものとされているのであって、当該行為又は当該怠る事実について監査請求を経た以上、訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていないと解されることから、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。（最高裁昭和62年2月20日判決）

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

本件請求は、請求人が不動産登記測量業務委託（工期 令和3年4月1日～令和4年3月31日）について、契約書（仕様書）に沿った業務の履行及び成果物の提出を行っていないことを指摘し、委託料の支払が違法又は不当であるとして委託代金の返還措置を求めているところ、請求人は、令和4年10月26日提出の住民監査請求書によって、既に本件契約についてこれを違法又は不当であるとして委託代金の返還措置を求める監査請求（以下「第1請求」という。）を行っている。

請求人は、第1請求と本件請求で一部異なる違法不当事由を摘示しているが、第1請求について監査請求を経た以上、後続する住民訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されておらず、違法事由が異なるごとに別個の監査請求を繰り返すことを認める必要も実益もないのであって、第1請求と同一の財務会計上の行為を

対象とする本件請求を行うことは認められない。

よって、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないため、住民監査請求の対象とならないものと判断した。